

判例研究

〔商法 六五七〕

技術的基準に適合しない子会社の製品の出荷に関して
親会社取締役の責任が認められた事例

大阪地判令六年一月二六日平成二八年(ワ)七四〇六号損害賠償請求事
件（株主代表訴訟）
金融・商事判例一六九七号二一頁

〔判示事項〕

一 子会社が製造する製品が国土交通大臣の認定において定められた技術的基準に適合していないと認識ないし評価したにもかかわらず、出荷停止の判断をしなかった親会社取締役につき任務懈怠が認められた事例

一 子会社が製造し、出荷した製品の技術的基準を満たしていないものがあることについて、国土交通省への報告及び一般への公表をするという判断をしなかった親会社取締役につき任務懈怠が認められた事例

〔参照条文〕

会社法四二三条一項

〔事実の概要等〕

1 本件会社は、主幹事業であるタイヤ事業とダイバーテック事業（平成二六年当時、鉄道車両用の防振ゴム、空気バネ等の様々なゴム製品を製造・販売）を行っており、免震積層ゴム（ゴムと銅板を交互に積み重ねた建築材料で、地面と建物との間に組み入れ、地震発生時に水平方向に変

形してエネルギーを吸収し、地震の揺れを建物に伝わりにくくする性能を有するもの）はダイバーテック事業の一製品であった（売上高は本件会社グループ全体の〇・二％程度）。免震積層ゴムを含む化工品の製造・開発・販売部門は、ダイバーテック事業本部の化工品ビジネスユニットに属していたが、平成二五年一月、完全子会社 Q 社の成立に伴い、本件会社から同社に移管された。

原告（X）は本件会社の一単元（一〇〇株）の株式を保有する株主であり、Y₁（ダイバーテック事業本部長・Q 社取締役を兼務）、Y₂（ダイバーテック品質保証部を含む部署を統括する技術統括センター長・製品のリコールの判断を含めて製品の品質保証を担当する QA 委員会の委員長）、Y₃（平成二五年三月からタイヤ事業本部長に就任、同二六年七月に代表取締役専務執行役員、同年一月に代表取締役（就任）、Y₁（平成二六年当時、人事部、総務部、経理部及び資金部を統括するほか、法務を含むコンプライアンス関係業務を行う CSR 統括センターを掌管する管理本部長）は平成二六年三月～同二七年三月までの間、いずれも本件会社の取締役を務めていた者である。

2 免震積層ゴムは、G0・39 と呼称される製品のほか、五種類の製品があった。免震材料は、建築基準法等により、

指定建築材料（建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上または衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの）として、品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定（以下「大臣認定」という）を受けたものでなければならぬと定められている（大臣認定において認定された製品の性能指標の基準値を以下「大臣評価基準」という）。このため、本件会社は、製品の開発段階で、大臣評価基準に適合させるために必要な載荷試験（構造物等に一時的な静的荷重を加え、荷重が構造物等に及ぼす変形等の影響を調べる試験）を実施し、G0・39 を含む免震積層ゴムについて大臣認定を受けていた。

3 平成二六年五月一二日、Y₁は、本件会社で行われた会議で、G0・39 の出荷時の性能検査で、補正のために乗じている数値が一定ではなく、技術的に根拠のない数値が用いられている可能性があるとの報告を受け、以後、Y₁の指示を受けて、大臣評価基準への適合性について調査が行われることになった。

同年六月二日、Y₁は、Q 社の工場で、平成一六年一二月以降出荷の製品では補正係数の変更があるが技術的に妥当

とは言い難く、合否判定に問題がある、技術的に妥当と考えられる補正係数を用いると現在の製品では多くは規格値を満足しないと推測されたとの報告を受けた。

同年七月二日、三日、 Y_1 は、26メガニュートン機の検査では基準に適合しないものがある等の報告を受け、同年七月一四日、平成一六年一二月以降、G0・39認定の取得を実際の測定に基づく値ではなく、推定値を用いて取得している可能性があるとの報告を受けた。

4 平成二六年七月から、 Y_2 が調査に加わり、平成二六年七月一七日、本件会社で行われた会議で、 Y_1 、 Y_2 は、G0・39の出荷時の性能検査及び大臣認定の申請時に技術的根拠のない補正が行われていたこと、G0・39の性能指標が大臣評価基準に適合していないこと等の説明を受けた。 Y_2 は、技術的見地からさらに調査が必要と考え、実測値を含め具体的な数値を用いた再報告を行うよう指示した。

5 Y_3 及び Y_4 は、同年八月一日に開催された本件会社の会議における報告により、免震積層ゴムに係る問題（G0・39が大臣認定評価基準に適合していない可能性がある等の問題）を知った。このときの報告内容が理解しづらいつと感じた Y_3 は、その後、 Y_2 に対し、ダイバーテック事業本部の自動車ゴム製品技術本部長で、ゴム製品に関する技

術的知識を有するHを調査に参加させることを求め、 Y_2 の指示を受けて、Hが調査に加わった。

6 Y_1 、 Y_2 、 Y_4 は、平成二六年八月一八日、本件会社で行われた会議で、直近の出荷予定は現在の製造方法に基づくG0・39を出荷するが、恒久的な対策としては製造方法を改良して大臣評価基準に適合する製品を製造できるようにすることがダイバーテック事業本部の今後の方針であるとの報告を受けた。 Y_4 は大臣評価基準を満たさない免震積層ゴムが使用された建物が違法になると質問し、本件会社内の専門家または弁護士を捜すことになり、また、 Y_4 は、同月一九日までにグループ会社の一級建築士から当該建物は建築基準法に反する違法建築物になるとの回答を得た。

7 その後も製造方法の問題点が判明し、平成二六年八月下旬頃、本件会社のダイバーテック事業本部及びQ社は、同年九月一日以降、G0・39の新規受注をしない方針を決定した。

8 Y_1 、 Y_4 は、平成二六年九月一日、本件会社で行われた会議で、それまでの検討内容の報告を受けた。ダイバーテック事業本部及びQ社の担当者により、G0・39以外の製品では技術的根拠のないデータ処理を介在させる余地に乏しく、問題ないとの報告があった。

9 九月八日、G0・39の新たな性能検査方法が決定されたが、大臣評価に適合しない点が残るため、技術的根拠のある説明方法をさらに検討することとなり、Y₂の指示で説明の検証作業が進められることになった。

10 Y₁、Y₄は、平成二六年九月一日、本件会社で行われた会議で、同月八日ころにY₁、Hらが製品出荷時の性能検査において用いる方針を決定した上記9の検査方法を用いても、一部のG0・39については大臣評価基準に適合しない旨の報告を受けた。

Q社は、平成二六年四月以降、商社を通じて建築会社から受注していた、消防組合の建物建築工事に使用するG0・39フランジ一体型一九基（以下「本件出荷品」という）の出荷（以下「本件出荷」という）を停止するか否かを判断するため弁護士に相談することとした（ただし、引き続きHらは大臣評価基準の範囲内に収まるかを検討することとなった）。

11 Y₁らは、平成二六年九月一二日、外部の法律事務所を訪問して相談したところ、弁護士から、本件出荷を停止したほうがよい、大臣評価基準に満たない場合には国交省への報告が必要になる旨の助言を受けた。

12 平成二六年九月一六日午前、Y₁、Y₂、Y₄及び当時の代

表取締役らが出席した本件会議で、本件出荷を停止し、直ちに国交省に本件出荷の停止等について報告することが確認された（Y₃は、当該方針決定後の会議の途中から出席した）。

13 ところが、同日午後、Y₁、Y₂及び当時の代表取締役らが出席して本件会社で行われた会議（Y₃、Y₄は欠席）で、Hより、〇・〇一五ヘルツで載荷試験を行って得られた実測値に、振動数の差異を解消するための補正を行わない方法を採用し、かつ、試験機である26メガニュートン機と2メガニュートン機の機差を解消するための一・四〇倍の機差補正及びその他必要な補正を行うと、G0・39の性能指標を大臣評価基準に適合させることが可能であるとの報告（以下「H報告」という）を受けた。これに対して、Y₁、Y₂も含めて異論は出されず、本件出荷の停止の方針が撤回され、平成二六年九月一九日、Q社は本件出荷品を出荷した。

平成二六年一〇月六日、Y₁、Y₂、Y₄は、本件会社で行われた会議に出席し、過去に出荷されたG0・39のうち少なくともフランジ別体型の三物件についてはH報告に基づいて再計算しても、性能指標の乖離が大臣認定基準に適合しないことが報告された。同月一〇日、同月二三日午後

QA委員会が開催される旨が決定された。

14 平成二六年一〇月二三日、 Y_1 、 Y_4 及びHらが出席する会議で、Hよりこれまで行われてきた補正の方法は技術的な根拠が乏しいとの社内調査の総括的な報告がなされると共に、H報告に基づく計算を行っても大臣評価基準に適合しない物件が二六件あること等の報告があり、あわせて、Hより、ダイバーテック事業本部及び Y_1 、Hを含むQ社担当者の総意として、出荷済みの製品は社内特例として、リコールを不要とするとの見解が示されたが、 Y_2 、 Y_4 が反対し、引き続き社内での調査検討を継続するべきであるとした。

15 平成二七年一月三〇日、 Y_2 、 Y_4 は、本件会社で行われた会議で、〇・〇一五ヘルツを基準振動数として載荷試験を行うことに技術的な根拠がないこと等の報告を受けた。

本件会社は、同年二月二日、当該報告を踏まえ、同月三日に予定していたG0・39の立ち合い検査の延期及び出荷停止の判断を行った。

16 平成二七年二月九日、本件会社は、国交省に対し、G0・39が使用されている五五物件について、大臣評価基準に適合しない免震積層ゴムが使用されている疑いがある旨の報告を行った。

17 本件会社は、平成二七年三月一日、Q社を通じて製造・販売していた免震積層ゴムの一部が大臣評価基準に適合していなかった旨を公表した。

18 本件会社は、本件出荷品が大臣評価基準に適合していなかったことに伴い、本件出荷品を代替品の免震積層ゴムと取り換える費用等を第三者に支払ったほか、消防組合に対し、不正問題への対応に係る人件費及び旅費等を支払った。

Xは、Yらに対して、①建築基準法所定の技術的基準に適合しない免震積層ゴムの出荷の停止を判断すべき善管注意義務の履行を怠った、②平成二六年九月以降、免震積層ゴムに係る問題を国交省に報告するとともに一般に公表する判断をすべき善管注意義務の履行を怠ったと主張して、会社法四二三条一項に基づき、①につき三億円、②につき一億円を求める株主代表訴訟を提起した。

本判決は、 Y_1 、 Y_2 について、大臣評価基準に適合しない免震積層ゴムの出荷停止を判断すべき注意義務に違反した任務懈怠を認め、免震積層ゴムの取替え費用などの支出による損害として約一億三八二八万円の請求を認容し、 Y_1 、 Y_4 全員につき平成二六年一〇月二三日に免震積層ゴムに係る問題を国交省に報告するとともに一般に公表する判断を

すべき義務を怠った任務懈怠を認め、本件会社の信用毀損による損害として二〇〇〇万円の請求を認容した。

〔判決の要旨〕 番号等は報告者が付記

第1 本件出荷の停止等に係る任務懈怠の有無について

1 (1) 「本件出荷品のように、当該製品について、法令や法令に係る技術的基準に適合するものとする大臣認定によって、備えるべき品質や性能等についての一定の基準が定められ、かかる基準に適合していることを前提に当該製品が販売されている場合には、そのような法令等に反する製品を販売することは許されず、当該製品が前記の基準を備えていないときは、……当該製品の出荷の停止を判断することが求められている」。

(2) 「もっとも、このような判断は、取締役にとつて、限られた情報の下で時には迅速に行う必要のある性質のものであるから、当時得られた情報の下では出荷停止の判断に至らなかったものの、事後的にみると……備えるべき品質や性能等についての基準に適合していなかったときに、当該取締役が当然に善管注意義務違反に係る責任を負うということはできず、事後的にみると前記の基準に適合していなかったときにおいても、当該取締役の地位や担当職務等

を踏まえ、前記の基準に適合すると認識ないし評価した取締役の当時の当該認識ないし評価に至る過程が合理的なものである場合には、かかる認識ないし評価を前提に、当該判断の当否について検討すべきである」。

(3) 「そして、当該会社が大規模で分業された組織形態となっている場合には、取締役が各種の業務を分担する各部署で検討された結果を信頼してその判断をすることは、取締役が求められる役割という観点からみても合理的なものということができ、そのような場合には、当該取締役の地位及び担当職務、その有する知識及び経験、当該案件との関わりやその程度や当該案件に関して認識していた事情等を踏まえ、下部組織から提供された事実関係やその分析及び検討の結果に依拠して判断することに躊躇を覚えさせるような特段の事情のない限り、前記の基準に適合するとの認識ないし評価に至る過程は合理的なものということができ」。

(4) 「また、……備えるべき品質や性能等に係る基準が、当該製品や当該製品をその要素とする完成品の安全性に関わるものである場合には、このような製品等が供給されると、①その使用者等の生命、身体又は財産を危険にさらすおそれのあるものであり、②また、当該会社としても、そ

の信頼を大きく損ない多額の賠償責任を負う可能性もあるものであるから、……取締役としては、……基準に適合するとの認識ないし評価に至る過程が合理的なものであるのか、すなわち、下部組織から提供された事実関係やその分析及び検討の結果に依拠して判断することに躊躇を覚えさせるような特段の事情があるか否かについて、より慎重に検討することが求められる」。

2 本件出荷の判断に係るY₁の任務懈怠について

(1) 「経営規模が大きく、業務も専門性等に応じて種々の部署で分担された組織形態である本件会社では、……Y₁の本件出荷品が大臣評価基準に適合するとの……認識ないし評価に至る過程が合理的であるかについては、①Y₁の地位及び担当職務、②その有する知識及び経験、大臣評価基準との適合性に係る問題との関わりの程度や同問題に関して認識していた事情等を踏まえて、H報告などの下部組織から提供された事実関係やその分析及び検討の結果に依拠して判断することに躊躇を覚えさせるような特段の事情があるか否かという観点から検討されることになると解される」。

(2) Y₁の地位及び担当職務、その有する知識及び経験、大

臣評価基準との適合性に係る問題との関わりの程度や同問題に関して認識していた事情等を踏まえて考慮すると、「建物の安全性に関わる本件出荷品の出荷について、Y₁には、H報告等に依拠して判断することに躊躇を覚えさせるような特段の事情があったといえるから、「Y₁の本件出荷品が大臣評価基準に適合するとの認識ないし評価に至る過程は合理的なものであるということはでき」ない。

「……本件会社のダイバーテック事業本部長の地位にあるとともにQ社の担当取締役として、Q社による免震積層ゴムの出荷業務等についての一般的な指揮監督を行う立場にあったY₁は、本件出荷の停止を判断すべき注意義務を負い、「一旦行った出荷停止の判断を覆し、本件出荷を行う判断をして前記義務に違反し、その任務を懈怠した」。

3 本件出荷の判断に係るY₂の任務懈怠について

「Y₂の地位及び担当職務、その有する知識及び経験、大臣評価基準との適合性に係る問題との関わりの程度や同問題に関して認識していた事情等」を踏まえて考慮すると、「建物の安全性に関する本件出荷品の出荷について、Y₂には、H報告等に依拠して判断することに躊躇を覚えさせるような特段の事情があったことができ、Y₂の本件出

荷品が大臣評価基準に適合するとの認識ないし評価に至る過程は合理的なものであるということはできない」。「当時、本件会社の技術統括センター長及びQA委員会の委員長として、本件出荷品の大員評価基準への適合性について必要があればその権限を行使し更なる調査を求めるなどして大員評価基準に適合しない製品が出荷されないように取り組むべき責任を負う立場にあったY₂は、本件出荷の停止を判断すべき注意義務を負っていた」のに、「Y₂は、かかる義務を怠り、一旦行った出荷停止の判断を覆し、本件出荷を行う判断をして前記義務に違反し、その任務を懈怠したということが出来る」。

4 本件出荷の判断に係るY₃、Y₄の任務懈怠について

(1) Y₃は、平成二六年八月一日や同年九月一日に大員評価基準との適合性に係る問題の報告を受けるなどしていた程度で、「それまでの具体的な検討経過や問題点を十分に認識していたといえるのかは疑問が残」り、「平成二六年九月一六日午後の会議に欠席していたY₃はH報告の内容やその根拠等について直接に説明を受けたものでもなく、「H報告の内容に疑義を感じることができたのかは疑問がある」。Q社担当の取締役であるY₁やY₂やHが検討し

た、本件出荷品が大員評価基準に適合するとの検討結果を信頼して考えることには一定の合理性があり、「かかる事情を総合すると、Y₃において、H報告の内容やそれによる本件出荷品が大員評価基準に適合するとの評価が技術的根拠を欠くものであるとの疑いを抱くことは困難であつて、「Y₃が、本件出荷が実施される旨の報告を受けた際、……Y₁を含む取締役らの検討結果に依拠して判断することに躊躇を覚えさせるような特段の事情があつたとは認められず、Y₃の判断の前提となつた事実等の認識ないし評価に至る過程は合理的なものといえ、「認識等を前提とした場合、本件出荷を停止すべきであつたなどということはできず」、「Y₃に任務懈怠があつたとは認められない」。

(2) Y₄は、「平成二六年九月一六日午前の会議において、他の取締役らと共に本件出荷を停止する方針を採る旨の判断をした後、……午後の会議において、……H報告があり、Y₁、Y₂ら出席取締役によって本件出荷が決定された旨の報告を受け、……本件出荷品が大員評価基準に適合すると認識ないし評価したものである」。

(3) 「……平成二六年九月一六日午後の会議に欠席していたY₄はH報告の内容やその根拠等について直接に説明を受けたものでもないものであり、Y₄がH報告の内容に疑義を

感じることができたのかは疑問があり、「Y₄が、本件出荷が実施される旨の報告を受けた際、H報告及びQ社の担当であるY₁を含む取締役らがした本件出荷に係る検討結果に依拠して判断することに躊躇をおぼえるような事情があったとは認められず、Y₄の判断の前提となった事実等の認識ないし評価に至る過程は合理的なものといえることができ」「Y₄に任務懈怠があったとは認められない」。

第2 国交省への報告及び一般への公表に係る任務懈怠の有無について

1 国交省への報告義務

(1) 「本件出荷品を含むG0・39は、建築基準法に係る技術的基準……に適合していることを前提に販売され……、……建物の安全性に関わる……製品を販売する企業の取締役としては、出荷済みの製品が大臣評価基準に適合しないものであった場合には、可及的速やかに国交省に報告するとともに、一般に向けてかかる事実を公表することが求められるというべきである」。

(2) 「そして、大臣評価基準に係る基準違反の内容、それによる影響の程度、改修の方法及び可否等の事情が明らかでないまま不正確ないし不確実な報告・公表をした場合、

かえって不必要な混乱を招くなど当該製品や当該製品を用いる建物の安全性に対する信頼を損ねるおそれもある」が、「長期にわたって報告・公表をしないことは通常は相当ではなく、また、基準違反の内容やそれによる影響の程度等によつては、調査の途中においても速やかに何らかの報告・公表をすべき場合もあると考えられる」。

(3) 「かかる製品を販売する企業の取締役の国交省への報告及び一般への公表に係る注意義務については、その地位及び担当職務を前提に、大臣評価基準への適合性についての調査の進捗状況及び内容、基準違反の内容やそれによる影響の程度、当該取締役が認識した事情等の具体的な事実関係等を踏まえて、当該時点における報告・公表に係る具体的な注意義務の有無について判断される」。

2 平成二六年九月一六日頃のY₄らの報告・公表に係る義務違反について

(1) 「本件出荷品が大臣評価基準に適合するとのY₁及びY₂の認識ないし評価は合理的なものではなく……、……同月一六日のH報告によつて直ちに本件出荷品を含むG0・39の大臣評価基準への適合があるというには疑義を感じさせるものではあったものの、……大臣評価基準に違反する

ことが明らかとなっていた状況ではなく、引き続き調査が必要な状況であった」との事情に照らせば、「 Y_1 及び Y_2 が、平成二六年九月一六日の時点で、……国交省への報告義務や一般への公表義務を負っていたということはできない」。

(2) 「また、 Y_3 及び Y_4 が、本件出荷品が大臣評価基準に適合していることと認識ないし評価するに至る過程は合理的なものである」と等と鑑みると、 Y_3 や Y_4 が平成二六年九月一六日の時点で、「国交省への報告義務や一般への公表義務を負っていた」ということはできない」。

3 平成二六年一〇月二三日時点の Y らの報告・公表に係る義務違反について

(1) 平成二六年一〇月二三日、 Y らは、「平成二六年九月八日頃に決定した方針によっても本件出荷品を含む $G0 \cdot 39$ は大臣評価基準に適合しないものがあることを認識し……、④「 $G0 \cdot 39$ の大臣評価基準への適合性を支える最後の根拠ともいべき日報告」によっても、 $G0 \cdot 39$ の大臣評価基準への適合性を否定する状況になっていた」こと、「一〇月二三日の会議で Y_2 、 Y_3 及び Y_4 によって $G0 \cdot 39$ のリコールは不要との見解に反対の意見が述べられ」、同人らの協議した内容をまとめたメモに「大臣評価

基準に適合しないものがあることを前提として今後の対応方針」が書かれ、「もはや、 Y らの間で、 $G0 \cdot 39$ の中に大臣評価基準に適合しないものがあることは明らかとなっていた」。

(2) 「 $G0 \cdot 39$ が、……建物の安全性に関わるもので、既に相当数の建物で現に使用されていたこと、かつ、 $G0 \cdot 39$ やこれを用いる建物の改修方法等を示して報告・公表するには今しばらく時間を要するような状態で」あり、「これを待つて報告・公表してはいいつ公表できるか全く明らかではない状況であった」ことからすれば、「 Y らは、平成二六年一〇月二三日の時点で、……国交省に報告する判断をすべき義務（報告義務）を負うとともに、一般への公表をする判断をすべき義務（公表義務）を負っていたというべきである」。

(3) 「しかるに、 Y らは、…… $G0 \cdot 39$ について引き続き社内での調査検討を継続すべきであると判断し、……国交省に報告する判断や一般に公表する判断をせずに、……義務に違反した」。

第3 任務懈怠による損害の有無及び額 以下は省略

〔研究〕

理論的な枠組みには概ね賛成であるが、 Y_3 、 Y_4 について出荷停止に任務懈怠責任を否定した結論は反対。また、 Y らの報告・公表義務違反の任務懈怠は平成二六年一〇月二三日より前に認定すべきである。

1 本判決の意義

本判決は、法令で定められた基準に適合しない製品を製造・販売等していた事案において、(1)親会社取締役が一定の時期に子会社製品の出荷停止をしなかったこと、また、(2)一定の時期に所轄官庁（本件では国土交通省。以下「国交省」という）への報告・一般への公表をしなかったことについて取締役に任務懈怠責任（善管注意義務違反）の有無が問われ、(1)(2)それぞれにつき判断枠組みを示して任務懈怠を認めた裁判例である。

(1)(2)に関する判断枠組みは理論的に重要な意義があり、また近時耳目を集めている、自動車メーカー等による認証不正や、製薬会社の機能性食品による健康被害等の事例の参考になるという意味で事例的にも意義がある（先行評釈

として、船津浩司「ジュリ一五九八号（二〇二四）。以下の文献も同年」二頁、同資料版商事法務四八三号一四四頁、太子堂厚子「監査役七六六号二八頁、山本将成「法教五二八号一七頁、中村信男「ビジネス法務二四卷一二号一〇二頁、藤林大地「法学セミナー三八八号一〇八頁、満井美江「TKCローライブラリー 新・判例解説 Watch ◆ 商法 No.187（二〇二五）がある」。

なお免震積層ゴムに係る問題は子会社で生じているが、親会社取締役は、親会社に対する善管注意義務の一種として、合理的な範囲で子会社の業務を監督する義務を負うと解されていること（福岡高判平成二四・四・一三金判一三九九号二四頁、東京高判令和二・九・一三資料版商事法務四四〇号一七六頁）、Q社は本件会社の完全子会社として設立され、免震積層ゴムの製造・販売等事業を引き継いでおり、 Y_1 、 Y_4 は免震積層ゴムに係る問題を本件会社自体の問題と捉えて、Q社の役職員に直接調査等を指示し、対応方針等を決定して指揮命令等しているため（船津・前掲「ジュリ一五九八号三頁も参照」、本件会社がQ社の業務執行に監督義務を負うことは当然である）。

また、本件会社とQ社は、大臣評価基準に適合する免震積層ゴム製品の製造・販売等に関して通常想定されるリス

クを防止し得る程度のリスク管理体制の整備を怠ったとして、Yらのリスク管理体制（内部統制システム）構築義務違反に係る責任と本件会社の会社法三五〇条の責任（最判平成二一・七・九判時二〇五五号一四七頁）を争点とした争い方も考えられる。もっとも、リスク管理体制の構築義務は理論的に取締役の監督義務の能動的側面と捉えることができ、裁判例にもリスク管理体制の構築・整備といったがら実質は監督（監視）義務、是正義務を論じる裁判例もある（大阪高判平成二七・五・二判時二二七九号九六頁、東京地判平成二八・七・一四判時二三五一号六九頁等）。両者を峻別して捉えることは必ずしも有意とはいえない場合があり（拙稿「不正会計に対して取締役はどう対処すべきか」NBL一七六号（二〇二〇）一二、一五頁）、リスク管理体制の整備義務が監督義務・調査義務かの争点の立て方で全く異なる結論がでることも想定し難いように思われる。重要なことは争点が監督（調査）義務、是正義務の場合でも、リスク管理体制が十全に整備されているかに留意した主張立証を尽くすことであろう。本稿では、①出荷停止に関する善管注意義務、②国交省への報告及び一般への公表に関する善管注意義務に絞って検討する。

2 出荷停止の可否の判断枠組み

- (1) 出荷停止の可否に関して、本判決は、「判決の要旨」第1・1（以下「判決の要旨」の表記は省略し、単に第1・1と表記する。以下同様）で、大要、次の(一)～(三)から構成される判断枠組みを示した。すなわち、(一)法令等に定められた大臣評価基準を満たしていない製品を販売することとは許されず、取締役は出荷を停止しなければならないが（第1・1(1)、出荷を停止するか否かの判断は、当時得られた情報の下で、当該取締役の地位や担当職務等を踏まえ、大臣評価基準に適合すると認識ないし評価した取締役の当時の当該認識ないし評価に至る過程が合理的なものである場合は、その認識ないし評価を前提に、当該判断の可否を検討すべきである（第1・1(2)）。(二)大規模で分業された組織形態の場合は、取締役が各種の業務を分担する各部署で検討された結果を信頼してその判断をすることが合理的であり、取締役の地位及び担当職務、その有する知識及び経験、当該案件との関わりや当該案件に関して認識していた事情等を踏まえ、特段の事情のない限り、下部組織から提供された事実関係やその分析及び検討の結果に依拠して判断することが許される（同1(3)）。(三)備えるべき品質や性能等に係る大臣評価基準が安全性にかかわるもの

である場合は、そのような製品等が供給され、使用者等の生命、身体又は財産を危険にさらすおそれがあり、また、会社の信用を大きく損ない多額の賠償責任を負う可能性もあるから、取締役は、大臣評価基準に適合するとの認識ないし評価に至る過程（下部組織から提供された事実関係やその分析及び検討の結果に依拠して判断すること）は、特段の事情の有無により、より慎重に検討することが求められる（同1(4)）。

(2) (一)は、不正の疑い（本件では製品が大臣評価基準に適合していないとの疑い）を認識した場合、企業として法令を遵守しながら企業活動を遂行するために取締役として果すべき監督（調査）義務・是正義務としてどのような行動・対応が必要かを示す判断枠組みと捉えることができる。すなわち、引用は省略したが、本判決は。(一)の前に「……製品出荷の可否の判断は、一般的には、経営判断の問題であり、」と説示し、(一)を経営判断原則とは異なる判断枠組みとして定立していると理解できるが、取締役は法令遵守義務があるため、経営判断原則と異なり、広い裁量が認められないのは当然であろう（これに対し、船津・前掲一五〇頁、中村・前掲一〇六頁は、出荷停止の判断枠組みを経営判断の原則と捉えているようである）。

もつとも、大臣評価基準に適合するか否かの判断は、技術的専門性が高く、厳密な調査には時間を要するが、限られた時間と情報で迅速に判断せざるを得ない制約がある（一）。そのため、法令遵守についての疑義がある場合の監督（調査）義務・是正義務は、取締役の地位や、担当職務、認識していた情報等を前提として注意義務を尽くして判断することを要しかつそれで足り、後で備えるべき品質や性能等が大臣評価基準に達していないことが判明しても、事後的な後付けで責任を評価すべきでないとの判断枠組み（一）には、合理性があると考えられる。

ただし上記(一)で、情報収集・調査・検討する対象となる「当時得られた情報」が、(三)で「下部組織から提供された事実関係やその分析及び検討の結果」に限定されている点は、下部組織から提供された情報が常に信用できるとは限らないため疑問がある（特に(3)(4)で後述するとおり、本件は信頼の原則の適用の範疇外である可能性がある）。

(3) 次に、(二)は、大規模で分業された組織形態の会社における取締役の善管注意義務を判断するに際して信頼の原則が適用されることを説示している。

会社法における信頼の原則は多義的で、内部統制システムにどこまで依存しうるかという局面で用いられることも

あるが、取締役が、業務執行を行う際の情報収集・調査をどこまで独自に行わなくてはならないのかという点に関して、専門家や他の取締役・従業員等からの情報を信頼することを認める原則という意味でも用いられ（藤田友敬「取締役会の監督機能と取締役の監視義務・内部統制システム構築義務」上村達男古稀記念「公開会社法と資本市場の法理」(商事法務、二〇一九)三七九頁注五八。田中亘「会社法」[第四版]（東京大学出版会、二〇二三）二八八～二八九頁も参照）、取締役は、他の取締役・従業員等からの情報につき（さらに情報の収集・分析・検討についても）、特に疑うべき事情がない限り、それを信頼でき、善管注意義務違反にならないと理解されている（江頭憲治郎『株式会社法 第九版』（有斐閣、二〇二四）四九九頁、弥永真生『リーガルマインド会社法 第一五版』（有斐閣、二〇二二）二四三頁注一五五）。

経営判断の局面に関するものであるが、従来の裁判例でも、信頼の原則を適用する裁判例は既に幾つか出ている（東京地判平成一四・四・二五判時一七九三号一四〇頁、大阪地判平成二四・六・二九資料版商事法務三四二号一三一頁、横浜地判平成二五・一〇・二二金判一四三三二号四四頁、東京地判平成二九・五・二五LLJDB判例番号

107231667 大阪地判令和四・五・二〇判時二五四六号七一頁等）。(一)を前提として(二)で信頼の原則の適用を認めること自体は特段、問題はなからう。

しかし、信頼の原則は、前記のとおり、取締役が自ら情報の収集・分析・判断をしなければならないことから解放するロジックとして機能する法理であり、裁判例では、信頼の原則が適用されない「特段の事情」（取締役の職務執行が違法・不当であるとの疑いを生じさせる事情）に係る事例が集積されている。

そもそも本件は、建物の安全性に関わる製品が満たすべき大臣認定基準に適合することを担保することが当然に必要なにもかかわらず、本件会社で製造・出荷されていたG0・39が、大臣認定基準に適合していない可能性が浮上した「有事」の事案である。大臣認定基準に適合するか否かを検査する試験機が一〇年以上メンテナン스가されていないなかったこと、大臣認定の申請時に実測値に基づかない数値を記入し、また技術的根拠のない補正が行われていた状況であったこと（金判一六九七号三二頁右段）等が判明したことは、満たすべき大臣認定基準に適合していないことを疑わせる事情（Red Flags）であり、G0・39の製造事業の遂行のために当然備えるべき必要なリスク管理

体制に重要な不備があることを疑わせる事情 (Red Flags) にもあたるといえ、信頼の原則の適用の範疇外であるといえよう。

本事例に参考となる裁判例として、製造工程で生じたフエロシルト(産業廃棄物)を不法投棄した行為につき取締役の善管注意義務違反が争われた事案で「開発がQMS(品質マネジメントに係るマニュアル)によって行われていないことを知り得たなど」を特段の事情と判示した大阪地判平成二四・六・二九資料版商事法務三四二号一三一頁がある。また、米国の判例も、取締役の監視義務違反の責任に関する Caremark 基準に「き」Marchand 事件 (Marchand v. Barnhill, 212 A 3d 805 (Del. 2019)) で新たな解釈が示され、同事件の解釈を踏襲した幾つかの判例が続いている。それらの判例は、食品、医薬品等の人の健康に関わる業務や、航空機等の安全に関する規制(食品・医薬品の衛生と安全性に関するFDAの規制、航空機の安全に関するFAA及びFTSBの規制等)を遵守することが、「必要不可欠で最も重要な目的 (essential and mission critical)」、「最も重要な目的 (mission critical)」あるいは「決定的に重要 (absolutely critical)」であると重視して、取締役会の責任を肯定していることが参考になる(大川俊

「デラウェア州判例法における Caremark 基準の新展開」獨協法学一二〇号(二〇二三)二八六頁)。

本件も、①検査用試験の現況、②実測値ではなく、また技術的根拠のない補正がされてきたという検査の実施状況を認識・把握した時点で、品質保証部の責任者兼QA委員長のYは直ちに取締役会を開催して取締役会にこれらの情報を報告して、早急に検証しておそらく出荷停止が必要になることを提案すべきであつたのではないか。

また、信頼の原則に依拠した判断が保護されるには、専門家等による判断の手續や内容に疑念を持つだけの事情がないといえる場合に限られると解されている(松井秀行「判批」商事法務一八三五号(二〇〇八)二八頁)が、信頼の原則として依拠できる専門家につき、裁判例では税務当局、監査法人「札幌地判昭和五四・五・八金判五八七号五〇頁」、資源エネルギー庁、原子力安全委員会「東京地決平成二・二・二七判時一三七七号三〇頁」、弁護士・公認会計士「横浜地判平成二五・一〇・二二金判一四三二号四四頁」等であり(四方藤治「取締役の『信頼の原則』ないし『専門家への信頼』の検討」国際商事法務五二卷一〇号(二〇二四)一一九頁)、本件で検証にあたっている社内関係者は、必ずしも専門家とはいえない(専門家が

作成した資料と異なり、社内の者が作成した資料は専門性の裏付けがなく、信用の原則を広く適用できないとする黒沼悦郎『会社法 第二版』（商事法務、二〇二〇）一三五頁も参照）。その上、周知のとおり、不祥事の発生に関与した部門・役職員はそれを矮小化あるいは隠蔽するインセンティブがあり（ダスキン株主代表訴訟事件に関する大阪高判平成一八・六・九判時一九七九号一一五頁もその一つである。船津・前掲一五三頁も参照）、不祥事が発生した部門の自主的な調査に委ねると、事実が歪曲・隠蔽される危険性を払拭することは困難である（事実、本件事案でも平成二六年一〇月二三日時点で、G0・39の中に大臣基準に適合しないものがあることが明らかになっていたのに交換や補修等の対応を行う見込みすら疑わしかったこと〔金判一六九七号五四頁中段〕、リコールをした場合、しない場合それぞれのリスクを検討してリコールを不要とする立場を採り〔同四六頁中段、五四頁左段〕、リコールをしない場合は内部通報されるリスクがある等と認識していたこと〔同四六頁中段〕等の認定事実があり、本件会社でも矮小化・隠蔽が行われていたことが窺われる）。

そのため、本件会社の売上に占める割合が〇・二％にすぎないノンコア事業で生じた問題への対処につき社内リソ

ースでの検討作業等を中心として実施せざるを得ないとしても、免震積層ゴムの問題を生じさせた部門だけの調査を信頼することはできず、利害関係がない中立・独立した立場にあり、しかも免震積層ゴムに関する技術的知見を持った第三者を調査に参加させて検討作業等を実施させ、また、モニタリングすることが不可欠である。そのようなモニタリング等を伴わずに、当該部門の自主的な検討と、ゴム製品の専門家ではあっても免震積層ゴムに関わった経験のないHのみに検討を行わせ、作成されたH報告は、およそ信用性が高いとはいえない。H報告は、それに依拠して判断するに当たり「躊躇を覚えさせるような特段の事情」に該当し、信頼の原則は適用できない。

もっとも、(一)は「取締役の当時の当該認識ないし評価に至る過程が合理的なものである場合」に限り、その「認識ないし評価を前提に」出荷停止の判断の当否を検討する枠組みであるから、(二)のような、信頼の原則を適用した上で特段の事情があるとして例外とするという論理を辿るまでもなく、端的に、H報告を前提とすることには、合理性は認められず、前記(一)の取締役の「認識ないし評価を前提」とする判断はできないと説示すれば足りるのではないか。

実は、(二)(第1・1(3))は、地面師詐欺で架空取引を仕

組まれ、合計六三億円もの損害を被ったことの取締役の任務懈怠責任が問われた株主代表訴訟に関する大阪地判令

四・五・二〇金判一六一五号二五頁（積水ハウス株主代表訴訟）が、経営判断の誤り（不動産の購入の決定に関わる稟議書の決裁、残代金の決裁の前倒しを了承したこと等）

に関して示した判断枠組みを、「経営上の判断」を「その判断」と言い換えた点を除き、コピー&ペーストして説示したものである。積水ハウス事件は事業に属する取引を通常の方法で遂行しようとした事例に関するもので、売主の本人性を疑わせるような情報がないとの認定事実、すなわちいわゆる「平時の事案」に関して経営判断の原則および信頼の原則を適用したものであり、その判断枠組みを法令違反の疑義の調査等の遂行が求められる「有事の事案」に流用したこと自体が適切とはいえなかったのではなからうか。

(4) (三)は、製品が備えるべき品質や性能等に係る大臣評価基準が安全性にかかわるものである場合は、①「当該製品の使用者等の生命、身体又は財産を危険にさらすおそれ」②当該会社が「信頼を大きく損ない多額の賠償責任を負う可能性」を理由に、製品が大臣評価基準に適合するか否かの評価は「より慎重に判断することが求められる」とする

が、①②の相互の関係をどう理解するかが一部の先行研究では検討されている。

この点、②は①の因果の連鎖の帰結と捉える見解（太子堂・前掲三二頁は、①「ひいては」②という表現からこのような理解をしていると考えられる）と①の大きさを強調しつつ、それに起因して生じる②に重点をおいていると捉える見解（船津・前掲一四九～一五〇頁はグループ会社としての経済的損失に重点を置く」と理解する）とがある。

もっとも、①も、直接の取引先ではない利害関係者の権利ないし法的利益に侵害等が発生した場合、損害を被った当該利害関係者に対して不法行為責任や会社法四二九条一項所定の取締役の対第三者責任を認める裁判例が幾つかあり（①診療報酬債権等を裏付け資産として発行するレセプト債が、投資家が購入した時点で発行スキームが大幅な債務超過にあつたとして、レセプト債発行会社の役員らに対する損害賠償だけでなく、発行会社と業務委託契約を締結していた会計事務所は発行スキームにおいて利益相反や権限濫用を防止する牽制機能を果たすべきであつたとして、それをしなかった会計事務所に補助による共同不法行為を肯定した東京地判令和四・三・三三三三DB判例番号107730948^②不正改造を原因として修理業者に発生した

一酸化炭素中毒について当該ガス製造会社には結果予見義務及び結果回避義務があったのにこれらを怠ったとして、不法行為責任を肯定した東京地判平成二四・一二・二一判時二一九六号三三頁等)、製品の販売契約を締結している取引先から損害賠償請求等行使されるという形で損害を顕念・評価することもできる。このように考えれば、①と②との連続性を認めることもできる。

一方、①の、人の生命、身体等に責任を負う免震積層ゴム製品を製造・販売する会社がその責任を果たさない場合、②の、企業の信用(レピュテーション)を著しく毀損し、損害を被る危険が大きく、取締役に課せられる損害回避義務に基づき、損害を回避するために必要な措置を講じることが善管注意義務として導き出されると理解することもできる(食品衛生法上認可されていない添加物を使用した商品を販売したことを公表等しなかった取締役らの責任が問われた前掲ダスキン株主代表訴訟事件控訴審判決、山下徹哉「判批」商事法務一八九八号(二〇一〇)一〇五―一〇六頁、船津・前掲一五〇頁)。したがって、上記のいずれの説明も可能であり、本件において結論を左右するような相違は生じない。

もつとも、②の見解の延長線として、取締役がコンダク

ト・リスクを認識した場合、善管注意義務の一環として監督・是正義務を負うとする説明も可能になると考えられる。コンダクト・リスクとは、企業には、ステークホルダー、社会・市場の信頼・期待に応えるため、公正な行動(コンダクト)が求められ、その信頼・期待に反する行動を回避し、発見したら是正する必要がある、速やかに是正しないと企業はその信用を著しく毀損するという考えである。金融機関(金融庁「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」(二〇一八)一一―一二頁、同「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」(二〇二三)二九頁)だけでなく、通常の事業会社でも周知されている(日本取引所自主規制法人「上場会社の不祥事予防のプリンシプル」原則一や解説一―二参照)。取締役が、多様化・高度化している企業への期待に適合しない企業不祥事を発生させるコンダクト・リスクを認識した場合、善管注意義務の一環として監督・是正義務を負うとの理解に親和的と捉えることもできよう。

3 出荷停止に関する判断枠組みとY₁、Y₂の任務懈怠の成否

第1・2・4は、第1・1の本判断枠組みをY₁らにあてはめた部分である。まず、Y₁、Y₂の善管注意義務違反に関するあてはめ部分である上記(1)(第1・2、同3)を検討する。

第1・2、同3は、①地位及び担当職務(免震積層ゴム事業を統括する責任者、品質保証責任担当責任者)、②その有する知識及び経験(技術的知見を有しており、自動車ゴム製品の専門家ではあるが、免震積層ゴムの技術的知見をもっていないHが主導した報告書、機差による補正が正当なものといえるか、疑問を感じることができたはず)、③大臣評価基準との適合性に関する問題との関わりや同問題に関して認識していた事情(補正值に技術的根拠がないこと、26メガニュートン機の校正がされていない、仮定を置いて計算しても大臣評価基準に適合しない製品ができること等を認識していた。Y₁は弁護士¹の助言も受けていた)ことを理由に、H報告に依拠して出荷の是非を判断することに躊躇を覚えさせるような特段の事情があったと整理でき、Y₁、Y₂の善管注意義務違反を認める結論は是認できる。ただし、②は、やや収まりが悪く、とってつけたような理由付との印象を受ける(船津・前掲一五〇頁は同じゴム製品だからという理由で、免震積層ゴムに携わった経

験がないHの知識を信頼してよいかは、技術系のバックグラウンドのある者が特に慎重に検討すれば判断できたはずと②を善解する)。

国交省への報告は、一〇月二三日からさらに三か月が経過した平成二七年二月九日であり、それまでY₁は、リコールを不要とする立場を採り、大臣評価基準に適合しないG0・39が用いられている物件を少なくするための技術的検証を続け、物件の建替え、交換工事が不要と考えていたことも本判決で認定されており(金判一六九七号五四頁左段下から右段上)、この事実からはY₁はHと連携・協力して大臣評価基準への不適合の疑いを矮小化(さらに正当化)して、報告・公表の回避を志向した行動に終始していた(Y₂も共同歩調をとっていた)と裁判所も考えていたことが窺われるが、正面からそのような認定をするのではなく、信頼の原則を適用できない特段の事情があったと認定することで、問題を解決したと考えられる。

4 出荷停止に関する判断枠組みとY₃、Y₄の任務懈怠の成否

次に、Y₃、Y₄の任務懈怠に関する判断部分を検討する。

(1) 第1・4は、Y₃、Y₄について、①地位及び担当職務

(Y₃はタイヤ事業本部出身の代表取締役、Y₄は法務を含むコンプライアンス担当取締役)、② (Y₃、Y₄とも免震積層ゴムの大臣評価基準への適合性の確保やその品質管理に直接携わる地位や職務には就いていなかった)、③ 大臣評価基準との適合性に関する問題との関わりの程度 (Y₃につき、平成二六年八月一日、九月一日に大臣評価基準との適合性に係る問題の報告を受けるなどしていた程度で、具体的な検討経過や問題点等を十分に認識していたとはいえないこと、Y₃、Y₄とも九月一六日午後の会議に欠席し、H報告の説明を直接受けておらず、H報告の内容に疑義を感じることができたのかは疑問があること)、④ Q社担当の取締役であるY₁や、Y₂やHが検討した、本件出荷品が大臣評価基準に適合するとの検討結果を信頼して考えることには一定の合理性があること等を理由として、Y₃、Y₄が、H報告の内容やそれによる本件出荷品が大臣評価基準に適合するとの評価が技術的根拠を欠くものであるとの疑いを抱くことは困難であって、同年九月一六日午後の会議で本件出荷が実施される旨の報告を受けた際にY₁を含む取締役らの検討結果に依拠して判断することに躊躇を覚えさせるような特段の事情があったとは認められないとして、Y₃、Y₄の任務懈怠を否定した。

(2) しかしながら、2(3)記載のとおり、大臣評価基準に適合しないとの疑義が発生した免震積層ゴム製品の製造部門が自主的な検討を実施し、ゴム製品の専門家とはいえ免震積層ゴムに関わった経験のないHが関与して検討を行い、作成されたH報告は、およそ信用性が高いとはいえない。Y₃(代表取締役)は、会社の業務全般を担当する職務権限を有し、その他の取締役を統括ないし指揮監督する義務(会社法三六三条一項一号)を負い、業務担当取締役を解して業務執行を間接的にチェックする等して監督を行う立場にある者として(山田純子「取締役の監視義務」森本滋ほか『企業の健全性確保と取締役の責任』(有斐閣、一九九七)二二九頁、森本滋「裁判例における取締役の責任の考え方」弁護士法人中央総合法律事務所編『企業不祥事のケーススタディ 実務と裁判例』(商事法務、二〇一八)一七六頁)、また、Y₄は、法務を含むコンプライアンス関係業務を行うCSR統括センターを掌管する管理本部長の職責にある者として、Y₃、Y₄が免震積層ゴムG0・39に大臣評価基準に適合していない可能性がある等の問題があることを知った平成二六年八月一三日時点で、免震積層ゴム製品の製造部門とは利害関係のない独立した第三者が調査に関与していない製造部門自身による調査は信用できない

ことを会議等で指摘すべきである（本来、取締役会を招集する等して大臣評価基準に適合しないとの疑義があることを報告し又は監査役等に報告することにより監視義務を履行することが会社法が予定するところである。大隅健一郎『今井宏「会社法論 中巻」第三版』（有斐閣、一九九二）二五三頁注二、田中・前掲二七〇～二七一頁）。したがって、このように考えると、本来は、平成二六年八月下旬に、G0・39の新規受注をしない方針を決定した時点で、又は遅くとも九月一六日午後の会議で午前中に決定した出荷停止の方針を撤回したとの情報を各々認知した時点で、Y₃、Y₄は速やかに出荷停止等を決定すべき義務があったと考えられる。

そもそも、大臣評価基準に適合していないとの疑義が発覚して以後、Y₁、Y₂主導のもとに、数か月間、大臣評価基準に適合する結果に繋がる補正方法を模索して様々な検討を繰り返したが、適合するとの確証が得られない結果、平成二六年九月一六日午前の会議で出荷停止が決定されたことは会議に出席したY₃、Y₄は理解・認識し、さらにいえば、不祥事の疑義が発生した部門の役職員とHのみによる調査が信頼し難いこと（前述2(3)参照）についても、Y₃、Y₄は理解・認識していた可能性が高い。

その上で、九月一六日午前中に出荷停止をした日の午後に突如として規格を満たすことを確認できる補正方法が見つかることなど、経験則に照らしても極めて考え難いこと（万が一、そのような可能性が少しでもあるならば、午前中の会議で、Hが引続き検査を続けていて出荷を可能とする検査方法が見つかる可能性があること等が話題として出ているのが自然と考えられるが、金判一六九七号三四頁左段を見ても、実際にはそのような話題はでていなかったようである）等から考えると、Y₃、Y₄は、Y₁、Y₂の「溺れる者は藁をも掴む」ような対応に付度して目をつむっていたか、あるいは正当化バイアスに陥っていたと評されるからである。

建物の安全性に関わる製品である以上、大臣評価基準に適合しない可能性が高いといえる状況では、取締役は損害回避義務を果たす必要があり、九月一六日午後の会議で突如、出荷停止の方針が一八〇度変遷したことをその後に行った時点で、Y₃、Y₄は速やかに出荷停止等を決定すべき義務があったと考えられる。

5 Yらの国交省への報告義務・一般への公表義務違反について

次に、本判決は、第2で、国交省に報告すべき義務（報告義務）と一般への公表をする判断をすべき義務（公表義務）に関して、Yら全員が、平成二六年一〇月二三日時点で、G0・39が大臣評価基準を満たさないものであることを国交省に報告すべき報告義務を負うとともに、一般への公表義務を認め、同義務を怠った善管注意義務違反があるとして、二〇〇〇万円の請求を認容した。以下では、第2の判断枠組みおよび本件事案でのあてはめを検討する。

(1) 報告義務・公表義務と任務懈怠の判断基準

第2・1は報告義務・公表義務に関して、G0・39が建築基準法に係る技術的基準に適合しているものとして販売されているものであることを指摘し、建物の安全性に関わる製品を販売する企業の取締役の国交省への報告及び一般への公表に係る注意義務として、(一)出荷済みの製品が大臣評価基準に適合しないものであった場合には、可及的速やかに国交省に報告するとともに、一般に向けてかかる事実を公表することが求められる(第2・1(1))。(二)報告・公表は、大臣評価基準に違反する内容、それによる影響の程度、改修方法及び可否等の事情がわからないまま不正確な報告・公表をするとかえって不必要な混乱を招くなど当該製品や製品を用いる建物安全性に対する信頼を害する恐

れがあるけれども、長期にわたり報告・公表をしないことは通常は相当ではなく、調査の途中においても速やかに何らかの報告・公表をすべき場合もある(同1(2))。(三)取締役の国交省への報告及び一般への公表に係る注意義務は、取締役の地位及び担当職務を前提に、当該取締役が認識した事情等の具体的な事実関係等を踏まえて、当該時点での具体的な注意義務の有無が判断される(同1(3))と整理できる。

(2) まず、報告義務・公表義務はどのような論拠で認められるか。

不祥事が判明した場合、所轄官庁や一般に対する公表をいつのタイミングで行うかについて法令上、報告・公表が求められている場合は、それに従う義務があり(上場会社の場合は金融商品取引所の適時開示ルールに従う必要がある。有価証券上場規程四〇二条、四〇三条)、報告・公表を怠れば法令違反として任務懈怠となる(江頭・前掲四九八頁、最判平成一二・七・七民集五四卷六号一七六七頁)。また、法令上は報告・公表に関する具体的な規定がない場合は、所轄官庁に報告せず、一般にも公表しないことが直ちに取締役の善管注意義務違反となるわけではないが、取締役の善管注意義務として違反行為を報告・公表すること

が求められる場合が認められると解されている（畠田公明「判批」平成一八年度重判解（二〇〇七）一〇三頁）。

検討を要するのは、取締役の善管注意義務として違反行為の報告・公表につき何を根拠として義務が指定され、どのような場合に義務が認められるかである。

建築基準法は、建築物の安全性や適法性を確保するため、建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）に定期点検（一二条）や、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときに求める報告徴求（一五条の二）等の報告義務を課し、違反に対しては、認証の取消し（八六条）、刑事罰（九八条二項五号）等のエンフォースメントを定める一方で、建築物の部材の製造・供給者にはこれらの報告義務は定められていない。しかし、建物自体の安全性・適法性を確保するには、建物を構成する製品（部材）も安全性・適法性を備えていることが所与の前提であり、大臣評価基準もその趣旨から建築基準法が品質に関する技術的基準に適合することが求められ、技術的基準に適合しない場合、認証の取消しの措置も規定されている（六八条の二三）。

したがって建物を構成する製品（部材）の製造会社も、建物の安全性・適法性の確保に資する観点から、大臣評価

基準を満たす部材を製造・販売することが建築基準法により求められている（本件のように免震積層ゴム製品である場合は一層それが当てはまる）。

本判決が、（一）（第2・1(1)）で、製品が備えるべき品質や性能等に係る大臣評価基準が「安全性にかかわるもの」であり、そのような「製品を販売する企業の取締役」は、出荷済みの製品が大臣評価基準に適合しないものであった場合、可及的速やかに国交省に報告し、一般に公表することが求められると説示したのは、免震積層ゴムという建物の安全性・適法性の確保に直結する製品（部材）を製造・販売する企業には、大臣評価基準に適合しない製品を出荷した場合に、当該製品が組込まれた建物の安全性・適法性の確保に関して当該製品の製造・供給者責任として報告・公表義務を認めたものと理解できる。

学説には「法令違反状態を是正するための措置として安全性確保措置（報告・公表）」を認めたと解する理解（藤林・前掲一〇八頁も参照）もあるが、報告・公表義務は、取締役が会社との委任契約に基づき負う「是正義」から直ちには導かれず、製造・販売した供給者責任にその根拠を求めるべきであり、さらに遡ると、安全性に疑義があることが判明したら迅速に調査に着手し、疑義が払拭できな

いなら直ちに国交省に報告し市場にも公表することが、建物の安全性に関わる製品を製造・販売する会社に求められる、社会・市場の信頼・期待に適う公正な行動であることに帰着するのではなからうか(経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(グループガイドライン) (二〇一九・六)」九六頁も参照)。

また、本判決は、(二)(第2・1(2))で、建物の安全性に対する信頼を損ねないとの観点から、基準違反の内容、影響の程度、改修方法及び可否等の事情の概要を調査で知った上で報告・公表すべきであるが、長期にわたり報告・公表しないのは通常は相当ではなく、調査途中でも速やかに何らかの報告・公表をすべき場合もあると説示するが、これも妥当であろう。

問題は、どのような場合・事情がある場合に、「調査途中でも速やかに何らかの報告・公表をすべき場合」として報告・公表義務を指定するかである。この点、①企業が提供している製品・サービスが利用者の生命、身体又は財産の安全性に影響を及ぼす可能性の有無・程度、②社会インフラの信頼性等に影響を与える可能性の有無・程度、③不祥事の質的・量的な重大性、④(①と表裏一体の要素である)説明を要するステークホルダー(顧客・利用者・債権

者等の属性・数)、⑤公表しないことが隠蔽であるとの批判を招くリスクの有無・大小、⑥自主的な公表以外の方法による情報の外部流出の可能性等を判断要素として、これらの判断要素を総合的に考慮して報告義務・公表義務を判断する見解があり(深水大輔「企業不祥事の公表」金法二一三八号(二〇二〇)九二頁、中村・前掲一〇七頁も参照)、合理的な一つの考え方である。

本件にあてはめると、①G0・39を使用した建物に不特定多数の利用者が入りするため、利用者の生命、身体又は財産の安全性に影響を及ぼす可能性は低いとはいえない、②安全性に影響を及ぼす可能性がある建物が公共の場に多数あることは社会インフラの信用性に少なからず影響を与える可能性がある、③建物の安全性が確保されず倒壊等の事態が生じる場合は深刻な人身事故等に繋がる可能性がある、④建物のテナント、出入りする利用者は相当の人数になると想定される、⑤建物の安全性にかかわる重要情報をいつまでも公表しないことは隠蔽と非難されるリスクがある、⑥調査を開始してから相当の期間が経過し、社内には相当知られている可能性があり、報告・公表しない会社の姿勢に対する批判的な役職員が内部告発する可能性は否定できないと考えられるため、「可及的速やか」に報告・

公表義務が認められる（第2・1①）。

本件では、平成二六年九月一六日午前中で出荷を停止することを決定した時点が基準となると考えるが、午後の会議でそれが撤回されたことを踏まえても、且報告の信びよう性がないことが露見した時点を経済として報告・公表を行う義務があるというべきである（本判決は、同年一〇月二三日を基準として同義務を認定と考えられる）。

(3) 第2・1の判断枠組みは、報告義務・公表義務を同じ基準で平仄を合わせて検討しているが、報告義務は、大臣認定の取得・取消しに結びつく行政的規制にかかわるものであり、一般への公表義務とは性質を異にしており、一般への報告義務については、取締役の裁量は狭く、遅くとも基準に適合しないことが明らかになれば直ちに報告することが求められるとの指摘がある（山本・前掲二一七頁）。

公表義務を報告義務と異なる根拠で認める見解に立つ場合、G0・39の出荷先、部材と組込んだ建物の棟数等が比較的少数で特定できているなどの場合（本件では五五件）は、当該出荷先、建物の所有者等に対する個別の連絡・対応等で足りるとの結論もあり得よう。

もつとも、基準に適合しないことが明らかとまではいえなくとも、建物の安全性に関わる製品である場合、大臣評

価基準に適合しないこと等が確定していなくても、基準に適合や欠陥・不具合がある蓋然性が高いと判断された段階で、取締役は、速やかに報告すべき義務があると解すべきであり、そう解することが取締役の是正義務ないし損害回避義務を果たすことにも資すると考えられる。

遠藤 元一